

諫 早 市 監 査 委 員 告 示 第 9 号

地 方 自 治 法（ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 9 9 条 第 4 項 の
規 定 に 基 づ き、 定 期 監 査 を 実 施 し た の で、 同 条 第 9 項 の 規 定 に
よ り、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 次 の と お り 公 表 す る。

令 和 8 年 7 月 2 9 日

諫 早 市 監 査 委 員	谷	口	啓
諫 早 市 監 査 委 員	森	口	恭 子
諫 早 市 監 査 委 員	岩	竹	洋 一

令和8年度定期監査（前期）結果報告

1 監査の対象

総 務 部：総務課、デジタル推進課
こども福祉部：地域福祉課（給付金室）
地域政策部：市民窓口課
農林水産部：有害鳥獣対策課
建設部：建設総務課（出張所（すみよか事業等）含む）
選挙管理委員会：事務局
農業委員会：事務局

※監査の対象年度：令和7年度

2 監査の期間

令和8年5月7日（木）から6月12日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【こども福祉部 地域福祉課（給付金室）】

○ 支払事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第35条第2項によると、請求書には、請求年月日等がなければならぬと規定されているが、請求年月日の記載がない請求書を受領し、後日伝票の処理日を請求年月日として記入しており、不適切な支払事務を行っている事例が見受けられた。

については、請求書を受領時に記載内容を十分に確認し、支払にあたっては遅延のないよう適正に処理されたい。

【建設部 建設総務課】

- 業務委託について改善を求めるもの

【指導事項】

田結港港湾施設管理等業務委託仕様書によると、港湾施設の適正な管理のため、週に1回以上、港湾施設の巡回監視及び指導を行うこととなっているが、実績報告書の巡回監視出役日数と業務日誌に記載誤りがあり、巡回監視業務が適切に行われていることが確認できない事例が見受けられた。

については、仕様書に基づき適切な事務の執行に努められたい。